

令和2年度日本大学事業部奨学生募集要項

1 日本大学事業部奨学生

日本大学事業部奨学金給付規程に基づき、奨学金を受ける者を日本大学事業部奨学生（以下「奨学生」という）という。本奨学金は、学費等の支弁が困難な学生を支援するものである。

2 応募資格

奨学生は、日本大学学部又は短期大学部（以下「学部等」という）に在学中の学生で次の条件を備えているものとする。（外国人留学生を除く）

- ① 経済的理由により学費等の支弁が困難で、父母の収入・所得金額が、
 - (1) 給与所得者の場合、800万円以下の者
 - (2) 給与所得者以外の場合、350万円以下の者
- ② 学業成績が優秀で人物が優れており、学業継続の意欲があること。2年生以上は、各学科における学年成績の平均点順位が2分の1以上のものを原則とする。
- ③ 最低修業年限で卒業できる単位を保有していること。
- ④ 「国の修学支援新制度」に採用されていないこと。また、「国の修学支援新制度」又は「国の修学支援新制度（家計急変）」に採用された場合は、本奨学生の対象とならない。
- ⑤ 日本大学創立130周年記念奨学生に採用されていないこと。
- ⑥ 日本学生支援機構奨学金（貸与型）を利用していること。

3 募集人数 25名

4 奨学金の給付額等

- ① 給付額 年額10万円
- ② 給付期間 当該年度1か年とする。（ただし、再選考を経て次年度以降の給付を妨げない。）
- ③ 採用時期 令和2年10月下旬（予定）
- ④ 給付時期 令和2年11月（予定）

5 申請方法

次の書類を提出すること。

- ① 提出書類
 - (1) 奨学金申請書（所定の書式）※A4サイズで片面印刷してください。

(2) 市区町村役場が発行した父母両方の最新（令和元年分）の所得証明書
※ 個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを御提出ください。

(3) 成績証明書 ※ 1年生は出身高等学校等の調査書

(4) 銀行口座振込依頼書（所定の書式）

② 提出先 生産工学部学生課宛て【郵送】

〒275-8575 千葉県習志野市泉町 1-2-1

※ 封筒に「事業部奨学金申請書類在中」と記載してください。

③ 申請期限 令和2年8月31日（月）必着

6 選考及び決定

学部長等が推薦した候補者について、日本大学事業部奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という）の議を経て、大学が決定する。

7 奨学金の給付停止、返還及び復活

選考委員会が、次の各号いずれかにより奨学生を不適格と認めた場合には、大学は奨学金の給付を停止又はその給付を取り消して、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

① 休学又は退学したとき。

② 学則に違反する行為があったとき。

③ 学業成績又は操行が著しく不良となったとき。

ただし、休学による給付の停止を受けた者が復学したときは、本人からの願い出により、大学は給付を復活することができる。

8 問い合わせ先

入構制限中のため、ポータルシステムに記載のURLからお問合せください。

以 上